

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第15回平成21年6月25日開催 午後7時00分から午後9時14分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、井上委員、喜治委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員
議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員
行政・専門部会: 藤牧副座長、木全委員、加賀美委員、中澤委員、佐藤委員、折戸委員

傍聴者 1名

1 座長より

(1) 本日の進め方について

条例の基本的考え方(総則)について
今後の検討連絡会議の進め方について

まず、「条例の基本的考え方(総則)」について、新たに「位置づけ」が反映された資料に基づき、区民検討会議、議会及び行政からそれぞれ報告を頂き議論に入る。
資料の形式を統一し、見やすいようにした。

2 議題

(1) 条例の基本的考え方(総則)について

区民検討会議は高野副座長から、議会は根本副座長から、行政(専門部会)は藤牧副座長から、順に新たに統一した資料に基づいて、経過説明・報告を行った後、質疑、意見交換をした。

高野副座長(区民検討会議)

基本理念について、順番を改めた。

- 1 新宿区は地方自治の本旨に基づく基礎的自治体であり、確立した自治権をもち、住民自治を基本として構成される
- 2 新宿区は、人権を尊重し、ひとりひとり大切にする区政を行う
- 3 区民が自治の担い手として地域の課題を解決する

なお、協治という趣旨を残し、文言はなくした。また、条例の原則を基本理念に盛り込まないこととした。「人権の尊重」については、前文や個別項目で持ち込むかなど、取り扱いを今後詰めていく。

目的は、「理念(原則)に基づいて、自治体の運営方法を定めて自治の実現を目指すとともに、区民・議会・行政の役割(権利・責務)を明らかにする」とした。

位置づけは、「この条例を新宿区における最高規範とし、他の条例等の制定、改廃に当たっては、この条例との整合性を図る」とし、留意事項を付した。条例等の「等」は、規則・計画も含むとした。

根本副座長(議会)

区民検討会議の様式に合わせ、見やすい資料にと副座長会議で決めた。「総則」と「原則」が区民検討会議の「条例の基本的考え方」に該当する。

目的は、「自治の基本理念、区政運営の基本原則及び基本事項を定め、区民が主人公の自治の実現を図る」とし、用語の定義は1年半くらい前の議論であるが、

- 1 区民 区内に住所を有する人、区内で働く人、区内で学ぶ人とする。
- 2 区民等 上記1に区内で事業を営む事業者、区内で活動する団体を加えたものとする。

とし、最高規範性は「最高規範であり、他の条例制定、改廃の場合の尊重及び整合義務を盛り込む」
理念、原則はそれぞれ5項目を入れ込んだ。

これらの総則・原則を議論するに当たり、条例全般のイメージを話し合ったすえ、「子どもにも分かり、区民主権・自治の実現に比重を置いた、『理念条例』にする」とし、コンパクトな条例を目指すこととした。

藤牧副座長(行政・専門部会)

目的としては、

- 1 新宿区における自治の基本理念と基本原則を定める。
- 2 区民の権利と責務、区議会、区長等の役割と責務を定める。
- 3 自治に基づく区政運営の原則等を定めることにより地方自治の本旨を確立する。

これらをもって、な都市(地域社会)を実現することをこの条例の目的とする。

用語の定義については、

区民 1 区内に住所を有する人、区内で働き学ぶ人、区内で地域活動を行う人。

2 区内で事業を営む事業者と区内で活動する地域活動団体。

都市計画の決定にあたり、関係地権者、権利者が重要な存在となるので、地権者等も含めるものとした。

基本理念・基本原則については、どちらがということではなく、盛り込む項目として洗い出した。

1 自治のめざすもの

個人の尊厳と自由が尊重され、住民の福祉が実現される(多様性、共生、持続可能性をもった)地域社会の創造を目指すこと。

2 住民自治

3 団体自治

4 区政運営など

1における、「区民」の福祉を「住民」に修正した。

質疑、意見交換

議会から「条例のイメージをどのようにするか」の提案があった。骨格を作る理念条例のようにするのか、あるいは、詳細なもの、実効性のあるものにするのか。今後、統一しないと議論がかみ合わないのではないかと。議会は、理念条例をめざす。

・区民検討会議 = 現在、人により違うが、多数の人達は理念条例の方向のように感じられるが、まだ一致してはいない。

・行政 = 十分な議論はしていないが、「詳細」ではなく「区政運営の骨格」であろう。

ただし、理念だけではいかがかなと考えている。「条例の評価」のところ、過不足が将来発生すれば改正するか、見直しするとき、「特別多数の可決要件」を付すことは必要ないとする。

確認事項

権利義務・運営の基本原則のあたりから直面するので、「理念条例にするか否か」きっちりとする必要がいずれ出てくる。「今日は、この問題は残っている」と言うことを確認した。

各委員からは、「基本理念・目的等の順位」「ぶら下がり条例・関係条例」「今後の3者のすり合わせ方法は相互の意見をぶつけ合っていく」「区民と住民」「最高規範における最高性の担保とは」等々の議論があった。

座長から：

1 区民検討会議案

・基本理念

1 ...住民自治を基本とし の「住民自治」を「区民自治」と何故しなかったのか。

3は重過ぎないか

2 議会案

・原則の「自己決定・自己責任」は違和感がある。また、ここの「自己」とは誰をさすのか。

3 行政案

・地権者を捉えているが、「ふるさと納税」者についての議論がないが、「擬似区民」について。

(2) 今後の検討連絡会議の進め方について

次回、大項目・中項目を固めることはできない、少し様子を見てから固める。今後、項目(数)は整理されていくであろう。次回は、住民・区民のところを行い、その後、枠組みをどう作るかを検討する。

今後の会議日程については、9月24日(木)と10月27日(火)を確認した。

3 次回の検討連絡会議の開催について

(1) 開催日 7月22日(水)

(2) 開始時間 19時～

(3) 場 所 第2委員会室